車体の形状	構造要件	留意事項
クレーン用	建設、土木資材等の吊り上げ、吊り下げ、水平移動等	・最大積載量は算
台車	の作業を行うためのクレーン本体を装備するために使用	定しないものと
	する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を	する。
	満足するものをいう。	・クレーン本体等を
	1 車台は、クレーン本体を装備するための旋回支持体	全装備した場合と
	を有したものであり、旋回支持体上の旋回台及びクレー ーン本体はすべて除かれていること。	は、旋回台、クレ ーンブーム、アウ
	ただし、旋回台(クレーンブームを除く。)と旋回	トリガー等クレー
	支持体が一体となっている構造のものにあっては、こ	ン作業に必要な装
	の限りではない。	置を全て備えた状
	2 クレーン本体等を全装備した場合の車両総重量等が	態をいう。
	「特殊車両通行許可限度算定要領について(昭和53年	
	12月1日付け、建設省道交発第99号, 道企発第57	
	号)」に規定する通行条件の区分のうちのD条件に対 応する許可基準を超えるもの(即ち、道路法第47条の	
	2第1項の規定に基づく道路管理者の通行許可を取る	
	ことができないもの。)であること。	
	3 物品積載設備を有していないこと。	
	<u> </u>	ļ